

国民健康保険制度改正の動向について

○大野市国民健康保険条例の一部改正について

施行日 令和5年4月1日

◆出産育児一時金の見直し

(1) 出産育児一時金の引き上げ

◇出産育児一時金

〈改正前〉

40.8万円 (産科医療保障制度1.2万円加算 42万円)

〈改正後〉

48.8万円 (産科医療保障制度1.2万円加算 50万円)

○大野市国民健康保険税条例の一部改正について

施行日 令和5年4月1日

◆課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直し

(1) 国民健康保険税の課税限度額の引き上げ

◇後期高齢者支援金等に係る課税限度額の引き上げ

〈改正前〉

課税限度額 20万円

〈改正後〉

課税限度額 22万円

(2) 低所得者の国民健康保険税の軽減措置(5割軽減・2割軽減)の判定所得基準額の引き上げ

◇5割軽減基準額

〈改正前〉

基礎控除額(43万円)+28.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
+10万円×(給与所得者等の数-1)

〈改正後〉

基礎控除額(43万円)+29万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
+10万円×(給与所得者等の数-1)

◇2割軽減基準額

〈改正前〉

基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
+10万円×(給与所得者等の数-1)

〈改正後〉

基礎控除額(43万円)+53.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
+10万円×(給与所得者等の数-1)